広報　第31号

発行　昭和45年10月15日
新潟県三島郡
三島町役場
TEL 脇野町局
（代）　340
（夜）　1

印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL (3) 0306

三島町だより

町のすがた
（10月1日現在）

人口	男	3,462人
	女	3,822人
	計	7,284人
世帯数		1,558

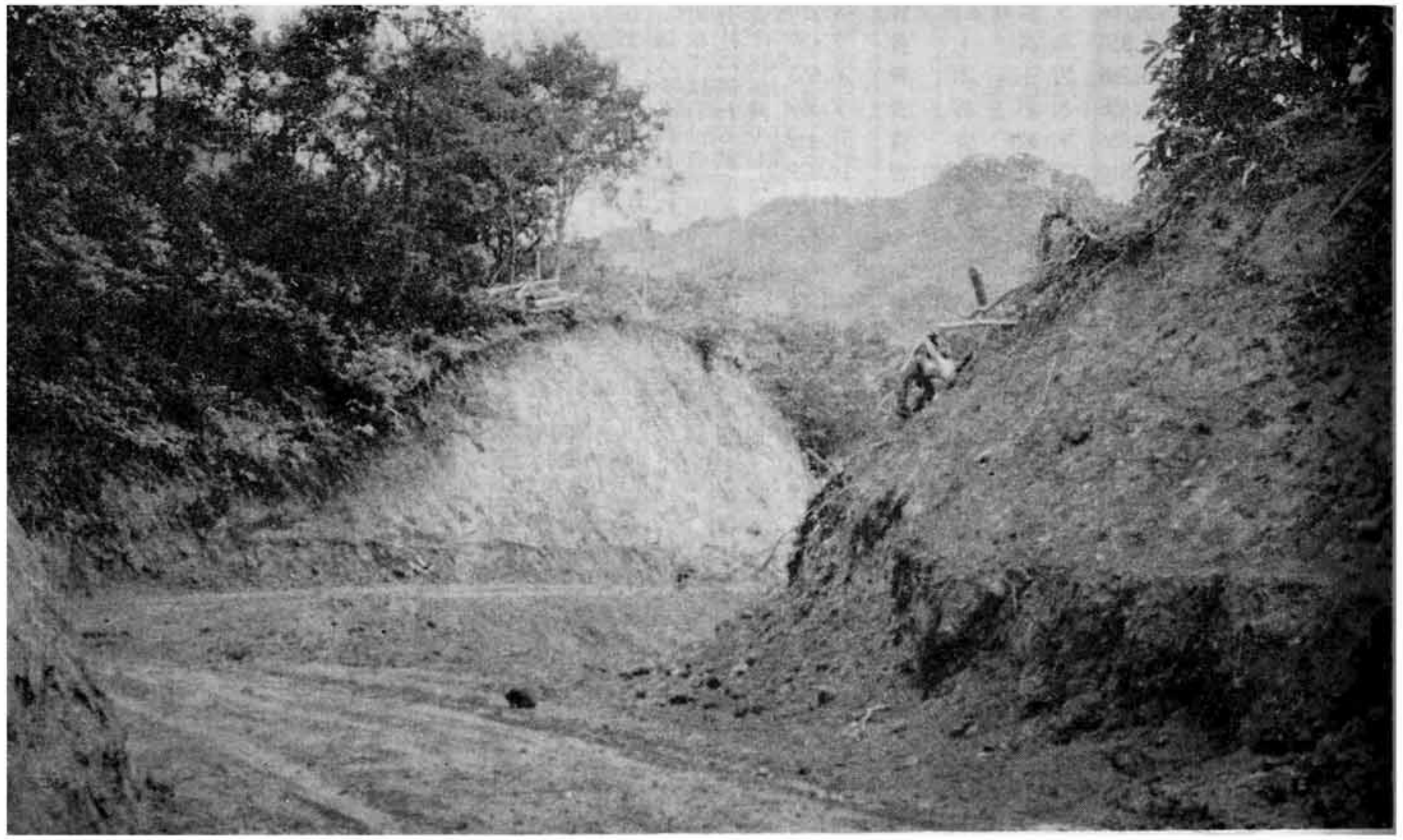

（全通した農林道後谷線遠く小木城趾を望む）

熱意で全通

農林道後谷線

このほど地域住民の熱意がみのり後谷部落に巾四メートル延長二千二百メートルの農林道が竣功した。

小木城山系の山ふところ深くに点在する後谷、当町の僻地として誰れもが知っている、全戸十一、人口六十一人、農林業が主体で水田も平均五十アール、大半が、段々田んぼでせまい急峻な農道が曲りくねっている。勿論稲などの耕耘機による、搬出は考えられなかったが、昨四十四年七百メートル、今年千五百メートルの継続事業として、農林道の開削が進められて今日の成果を得るに至った。

この間町の過疎対策の一環とするブルドーザーの貸与、僻地から必死に浮びあがろうとする、地域住民の熱意は工事に延三百十六人の出動となり今秋の農作業をウソのようにした。

いままで牛と人肩によった農耕も耕運機に変り、いまいる三頭の農耕牛も一頭また一頭と姿を消してゆくことであろうが。ともあれ牛に代って軽快な耕耘機のエンジンの音にホットしたやすらぎをおぼゆる。

山の中でも、三軒家でも、住めば都よわが里よ、と幼き頃ならった国語の一節が浮ぶ、此の地域にも幸ち多かれと。

第三回定例議会

昭和四十四年度決算認定など

三島町議会第三回定例議会が、九月二十九日招集され、会期十一日間で次の議案等が議決、認定、同意された。主な内容は概ね次のとおりであります。

◎町政に対する一般質問

棚橋議員外八議員が、産業、厚生、土木事業と町政全般に対し質問され、それに対して町長が答弁し、なお担当者から補足説明が行なわれた。

◎教育委員会委員の選任同意

教育委員会委員結城玉一氏が九月三十日で任期満了となるので、同委員を引続き教育委員会委員として任命することに同意された。

◎昭和四十五年度三島町一般会計補正予算（第三号）。昭和四十五年度三島町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

一般会計補正予算では六八〇三千円を追加し、歳入歳出予算の総額は、二二〇五八〇千円となりました。主なものは、町道の整備、農業振興地域整備基礎調査費、入会林野整備事業調査費等であります。国民健康保険特別会計では、昭和四十五年度保険料の確定算定による補正予算であります。

◎昭和四十四年度三島町一般会計歳入歳出決算認定、昭和四十四年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定。昭和四十四年度三島町水道事業会計決算認定　三会計とも原案のとおり認定された（決算内容は別掲）。

以上

買いもの心得帖

買いもの辞典より

特売品（特価品）

特売品は、顧客へのサービスのため「特別に安い値段で売る品」をいう。しかし、特別に安く提供しているカラクリを考えれば、その質はまちまちであり、従って選び方もちがってくる。

①生産過剰による特別品

買い手が必要とする量（需要）より、商品の量（供給）が上回れば、商品が余るので値段を安くしても売ることになる。高額な耐久消費財にもこういう特売がある。品質の点で心配なものは少ないが、もともと商品がだぶつけば値下りするのは当然のことであります。

②季節はずれのものの特売品

③換金なげの特売品

〃金融もの〃〃換金もの〃などといって、メーカーや問屋筋が金繰りの必要上、安く売りに出したものをいう。特に質の悪い品は少なく、種類もいろいろあるが数が少ないことがある。〃金融もの〃と称して、品質の低い安いものを売ることもあるので気をつける。

衣料品、日用雑貨品など、この特売の範囲は広い。

④おとり商品としての特売品

目玉ともいう。他店よりも特別に安い値をつけ、〃安い店〃というイメージを植えつけること、ひとりでも多くの客を店にひきつけることのために使われる販売作戦のひとつ。有名なブランドの商品、消費者の需要度が高い商品などが、おとり商品として使われる。例えば、バター、チーズ、即席ラーメン、乳酸菌飲料、玉子、砂糖などの食料品、肌着などの衣料品が多い。

⑤キズもの、半ばものの特売品

⑥特売用の特売品

特売用として安くつくらせた品をいう。もともと安くつくらせているのだから安く売るのがあたりまえ。「特価品につき返品おことわり」などというのは、特売用の安ものであることが多い。

⑦虚偽の特売品

二重価格といって「市価千五百円のタオルケットを八百円」などとしている場合、広告している市価は、その商品の本来の値段より高くつけておくことがある。そうするといかにも安くしたように見えるからである。特に、市価のわかりにくい衣料品などについては、「市価」にごまかされないようにしなければならない。

特売品の買い方

▼商品知識を身につけておく。

▼情報を集める。普通に売っているものとどれだけ安くなっているのか、どの店がいつ特売するのかを知っていると便利。

▼特売の理由をたしかめる。なぜ安く売っているのか、店員にも聞いてみるとよい。それによって見分ける基準もできる。

住民窓口相談室

都市計画の開発許可制度とは

市街化区域と市街化調整区域とが去る九月一日付で決まりましたことは、ご存知の通りで、それに基づいて実際に土地の利用を制限するために新しく設けられたのが開発許可制度です。

開発許可権者は知事で、これによって規制を受ける開発行為は「主として建築物の用に供する目的で行なう土地造成」のことです。

■開発許可を受ける必要のない開発行為

1、市街化区域内における千平方メートル未満の開発行為

2、市街化調整区域内で農家や作業場、畜舎などをつくるための開発行為

3、鉄道、社会福祉、医療の施設、学校など、公益施設のための開発行為

4、国や県が行なう開発行為

5、都市計画事業、土地区画整理事業、公有水面埋立事業

6、非常災害のための応急措置

7、通常の管理行為

■市街化区域における開発許可。

千平方メートル未満の開発行為は許可を受ける必要がありませんが、許可の必要なものでも、良好な市街地を造るための基準に合っていれば、必ず許可が与えられます。

■市街化調整区域における開発許可。

農家や畜舎などを建てるための開発行為は許可はいりませんが、その他の開発行為は次のようなもの以外は認められないことになっています。

1、周辺の住民の日常生活に必要な物品を販売、加工、修理するなど、業務用の建物をつくるための開発行為

2、市街化調整区域内にある鉱物資源、観光資源を利用するための開発行為

3、市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵、加工の施設をつくるための開発行為

4、国の政策に基づいて行なう、中小企業の共同化、工場、店舗の集団化に役立てる建築物をつくるための開発行為

5、市街化調整区域内にすでにある工場が関連の工場なり施設をつくるための開発行為

6、市街化調整区域が定められたとき、自分の住宅や事業のために土地や借地権を持っていた人が、そのときから六カ月以内に届け出て、五年以内その目的で行なう開発行為（ただし農地転用の許可をうけず売買予約の契約、いわゆる仮登記をしている場合はあてはまりません）。既存の権利届出書は役場にありますので該当する人は至急期限内に届けでてください。

7、二十ヘクタール以上の開発行為で市街化区域で行なうことが困難であり、かつ将来計画的に市街地としていくときに、不都合なことが起らないと認められ、開発審査会の審査をパスしたもの

8、周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内において行なうことが不適当なものであり、開発審査会の審査をパスしたもの

以上のように示されています。詳しいことは、役場、農業委員会の係及び建築係におたずねください。

十月の衛生行事

月日	種目	対象	ところ	とき
10・16	狂犬病予防注射	飼育犬	日吉支所前 役場分館	10・0－11・0 12・30－14・0
10・26	生ワク投与	S44・8・1から45・7・31生れまで	役場分館	14・0～15・30
11・12	妊婦検診	妊婦	役場分館	13・0～15・0

ポストコーナー

住みよい社会は 郵便貯金で

「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」が展開されています。郵便貯金の現在高は、八月末現在で六兆八千億円。一万円札で富士山の高さの二十倍になります。

この郵便貯金は大蔵省資金運用部にあつめられ財政投融資資金として全国の県市町村に融資されて、下水道をつくったり、学校を建てたり、道路をよくしたりすることに使われています。

もっとも身近には、中小企業金融公庫、国民金融公庫を通じてみなさんにも安い利子で貸し出されています。

三島町に融資されております総額は、本年三月末で一億二千四百四拾万円に達し、地域の皆さんの福祉に役立っております。

住みよい町をつくる郵便貯金奨励運動にいっそうのご協力をお願いします。

年賀はがき売出 11月5日から

昭和四十六年用お年玉つき年賀ハガキは十一月五日から売り出されます。

種類はいままでどおり寄付金つき八円はがきと寄付金なし七円はがきの二種類で、全国の発行枚数は「八円」が五億枚（昨年どおり）「七円」が十一億八千万枚（昨年より八千万枚増）です。住所録などの整理に郵便番号もお忘れなくご準備ください。

44年度決算のあらまし

昭和四十四年度の三島町の決算が、九月定例町議会で十月九日に認定されましたので、その概要をお知らせします。

◎**あらまし**

昭和四十四年度の一般会計の決算は歳入二億四千三百二十七万五千円、歳出二億二千二百二十万九千円で歳入歳出差引額二千百六万六千円となり、このうちから財政調整基金に五百万円を積み立て、残額一千六百六万六千円を四十五年度に繰り越しました。

本年度は、昨年実施した体育館建設のような大事業はありませんでしたが、体育館の施設の充実、公共土木事業の推進、農林業の振興など各分野に亘って積極的に事業が進められました。

◎**歳入**

四十四年度の歳入は前年度に比べ一〇六%の伸びにとどまりました。

このように歳入があまり伸びなかった原因は、町債（長期借入金）が昨年より大きく落ちたため（体育館建設で二千五百万円）であります。

歳入を各科目別にみると町税では石油資源開発株式会社に係わる鉱産税、固定資産税が減少したため、他の税目は順調に伸びておりますが、全体では六・五%の伸びにとどまりました。（表2参照）

・地方交付税は昨年度に比べ三〇・五%伸びました。これは、経済の高度成長に合わせ国税三税（所得税、法人税、酒税）が大巾に伸びたためです。

国県支出金では、林道逆谷線開設事業八百二万二千円、里山再開発パイロット事業三百五十一万一千円、農林施設災害復旧事業一千二百二十五万八千円など農林業の振興を図り、更に稲作特別対策事業費九百五十万八千円も加わり全体では昨年度の二倍以上にふくれあがりました。

◎**歳出**

四十四年度の重点施策として計画された事業は、次のとおり執行されました。

㈠　体育館の整備

四十三年度で建設した体育館は、四十四年度で施設の充実と周辺の整備に事業費四百三十万円を投じ、町民の健康と青少年の健全育成のため活発に活用されております。

㈡　道路網の整備

町の発展に欠かすことのできない道路網の整備については、毎年積極的に推進を図っております。

四十四年度中に実施された事業は次のとおりです。

(イ)　県道の整備

舗装——瓜生・上条・脇野町・上岩井地内

改良改修——上岩井・下河根川・七日市・新保・吉崎地内

雪害対策——中永（防雪）脇野町（消雪）

その他交通安全施設（鳥越）黒川の中州除去等

(ロ)　町道の整備

蓮花寺線四〇〇メートル、気藤線五七〇メートル、逆谷線三六〇メートルの三線を改良、事業費一千四百万五千円（県より八百六十万円借入）その他拡幅、取付等を実施

(ハ)　農林業の振興

。林道逆谷線開設事業

。里山再開発パイロット事業

。県単農業生産基盤整備事業（吉崎・上条）

。土地改良事業（補助）

。新保排水事業（補助）

以上のほか、四十四年度で実施した主な事業は次のとおりです。

。消防施設の充実

防火水槽を島越・瓜生・新保に各一基新設、消防ホース、可搬ポンプの購入等

。三島中学校理科教室改造

。日吉小学校屋根修理

。農地、農業施設災害復旧事業（四十二年災）

以上の事業はそれぞれ町民の皆さんのご理解とご協力によって、計画どおり実施され、その効果を発揮して町民の期待に応えているところであります。

表1　昭和44年度一般会計決算　（単位　千円）

歳入 科目	決算額	歳出 科目	決算額
1. 町税	58,463	1. 議会費	8,806
2. 自動車取得税交付金	4,109	2. 総務費	42,010
3. 地方交付税	94,071	3. 民生費	16,502
4. 交通安全対策特別交付金	68	4. 衛生費	6,493
5. 分担金及び負担金	2,766	5. 農林水産業費	44,270
6. 使用料及び手数料	1,850	6. 商工費	7,639
7. 国庫支出金	38,268	7. 土木費	26,666
8. 県支出金	12,658	8. 消防費	7,509
9. 財産収入	636	9. 教育費	31,489
10. 寄附金	2,810	10. 災害復旧費	14,829
11. 繰越金	11,070	11. 公債費	11,186
12. 諸収入	7,006	12. 諸支出金	4,810
13. 町債	9,500		
歳入合計	243,275	歳出合計	222,209

歳入歳出差引残額	21,066千円
基金繰入額	5,000 〃
翌年度繰越額	16,066 〃

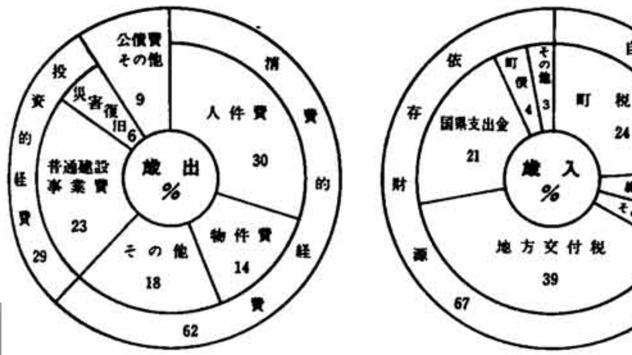

決算の構成比

表4　昭和44年度国保会計決算　（単位　千円）

歳入 科目	決算額	歳出 科目	決算額
国民健康保険料	20,577	総務費	3,411
国庫支出金	31,186	保険給付費	44,559
繰入金	500	保健施設費	1,123
繰越金	1,087	財産費	230
その他	494		
歳入合計	53,844	歳出合計	49,323

歳入歳出差引残額　4,521千円

表5　昭和44年度水道会計決算

総収益	16,147千円
総費用	16,243
純利益	△ 96…(A)
43年度純利益	803…(B)
(A)—(B)	△ 899
44年度末累積欠損金	22

表2　町税の内訳　（単位　千円）

税目	44年度決算額 (A)	43年度決算額 (B)	増減 (A)—(B)	増減 (A)/(B)
町民税	15,451	13,548	1,903	114.0
固定資産税	22,322	21,812	510	102.3
軽自動車税	2,263	2,088	175	108.4
鉱産税	8,329	8,665	△ 336	96.1
その他の税	10,098	8,765	1,333	115.2
合計	58,463	54,878	3,585	106.5

表3　財産の状況

区分	単位	43年度末	増減	44年度末
土地	㎡	99,556	△ 284	99,272
建物	㎡	16,303	△ 16	16,287
有価証券	千円	1,876	250	2,126
基金	千円	650	3,000	3,650

都市計画

用途地域指定に理解と協力を

去る九月一日に市街化区域と調整区域がきまり、ひきつづき市街化区域の内に、それぞれの特性に応じた地域を定め「整備・開発又は保全の方針」がきめられる用途地域指定の作業が進められています。

三島町の用途地域は都市計画当初に示めされた住居・商業・工業・準工業の四つの地域に指定される予定で、現実の三島町は住宅、商店、そして大小の工場や作業場等の建物が建築され、雑多な、無秩序な市街の様相を呈し、公害の要素も多分に、日常の不便さもからみ、住みよい町づくりの問題点となっています。

そこで市街地利用の合理化の意味からも各用途に適した地域を定め建築を制限し逐次住みよい街づくりに進め、やがてこの方向付けによって生れる次の利点は効率化することになります。それは住宅同志が集まることにより静かな環境が、商店や事務所が集まることにより、日常生活の利便は増し、工業同志が集まるところ生産能率は向上し、公害要素は集中排除され、公共投資も重点的に有効に行なうことができ、都市施設も合理的に配置されることになりましょう。

一方、用途地域の指定により、既にある建築物で地域指定の制限に不適格となった建物の取扱はどうなるかと、不安をもたれる方もあると思いますが、次の範囲で許可されます。

同一敷地内の増・改築であり、増・改築後の建物面積又は延面積が所定の建ぺイ率に適合すること、また、増改築後の床面積は基準時（法実施の日）の床面積の1.5倍以下（作業所も同じ）

また、不適格になった事由が、原動機の出力機械の台数等の場合も1.5倍以下は許可範囲となっており、新規建築は全面禁示となります。以上が用途地域設定の概要であります。

都市計画はたしかに多くの困難な問題が山積しておりますが、子孫の生活や町民の今後を考え長期展望に立つ限り、その利益は、はかり知れないといえましょう。だれもが、住みたくなるまち、住みよいまちになるため皆さんの理解と協力をお願いします。

青色申告のおすすめ!!

長岡税務署

すでに青色申告で記帳をしている方は、この制度について次のようなことをいっています。

(1)商売がしやすくなり、資金繰りに役だつ。

(2)むだ使いがなくなり、合理化される。

(3)税金の面で納得のいく納税ができる。

(4)青色申告をしたら、いろいろの特典があるので有利である。

(5)はじめて青色申告をするとき、むつかしいと思っていたが、案外簡単であった。

青色申告をすると、次のような特典を受けられます。

(1)家族で事業に従事している者に支払う給与が、世間なみであれば全額必要経費となります。

(2)貸倒れができた時のために、年末の売掛金等の五・五%までが必要経費となります。

(3)商品の値下がりに備えて年末のたな卸額の四%までが必要経費となります。

(4)当年分の所得が赤字となった場合は、前年分の税金をも返してもらわれます。（白色の場合は戻されません。）

長岡税務署管内の青色申告者は七〇%ですが、まだ白色でおられる方は年内に青色申告されるようおすすめします。

青色申告をされる方は、申請書を提出してください。なお、記帳のしかたなどの指導は当署でも定期的に行なっています。

住民の声

後谷線開設の喜びと感謝

後谷　**一住民**

三島町とは言っても標高百米以上の山に囲まれ、知る人のみが知る後谷。戸数11、人口60、耕地面積八町ほど。そのすべてが山峡に散在する。なかには五つの山を越えての耕地もあって一反の刈稲を人と牛に背負わせて運ぶに滑ったり、転ろんだりしながら二日も三日もかかる。毎年秋が来ると、山を見つめて恨み、天を仰いで嘆息した。時代的進歩の気持は充分あるが環境の相違に諦めて、ただ土地恋しさに住んでいた。

「だが諦めていれば進歩がない、何んとか道をつけよう!!」と言うことになりおかげで町の御援助と各関係者の協力と土地所有者の御厚志が結集され、昨年から継続事業として農林道開設工事が始まった。

今年は一挙に終点まで完成しようと田植後間もなくはじまり、立木は惜気なく伐木し、畑など問題にしなく、青田の上はソダを敷いてブルはドンドン土を盛る。崩れた土が稲を埋めたとて頓着ない。エンジンの音がこだまして古井丸さんは真剣だ……引かれて他の人達も懸命だ。

連日30度を越す炎天に汗と油を流し人も機械も一体で働く姿に尊ささえ感ずる。測量、設計をしていないので、すべて古井丸運転士の勘と技術に頼るのみ、それだけに苦労も大変だった。幸い天候に恵まれて工事も順調にはかどりお陰で九月一日に終点まで貫通した。

今期の距離が千六百米、総延長三千余米、そし巾員四米以上。夢にも予想しなかった断崖絶壁の地に立派な道路が開通した。最後の仕上を終って九月十一日ゆうやみ迫るころ、ブルと古井丸さんは帰途につく。

「長いこと御苦労様でした、お陰で此の地も救われる」町への感謝と関係者の御厚志に目頭を熱くして見送った。

いま、稲刈の真最中。耕転機やトラックで稲を運んで往来する人の挨拶は「夢のようだノーシ」「ほんとに夢のようだ有難いノー」これが毎日の相言葉だ。受益者の数は少いがその喜びは幾十万人分に匹敵する。

この道路がある限り歴史の一駒として末永く語り伝えられることでしょう。

◎**農林道開けて笑顔の耕転機**

知っておきたいくすりの知識

与板保健所

薬は、私たちの健康に欠かせないものです。しかし薬はその使い方によっては文字どおり、毒にも薬にもなり、ときには予期しない副作用に苦しめられたりします。私たちは薬についての正しい知識をもって、正しい取り扱いをする必要があるのです。

十月十一日から全国いっせいに「薬と健康の週間」が始まっています。これを機会に、もう一度「薬の正しい使い方」について考えてみましょう。

※薬の作用と用量

◎定められた用法、用量を正しく守ること

まとめて飲んだら早く効くだろう、というのは素人の方の早計です。現在の薬は複雑で高度になっていますから、効果が高い反面、からだに負担をかけます。

この負担が多すぎて害にならない程度を一回分の適量ときめてあるのです。ですから二回分を、まとめてのめば、効果よりも負担の方が重くなりからだをこわす場合も起こります。

※薬をのむ時間を守る。

◎のむ時間が定められた薬は、必ずその時間を厳守すること。

時間を間違えると効果が期待できない場合が多くまた、副作用などの心配があるからです。

※薬の乱用は身の破滅

◎むやみにいろいろな薬を併用しないこと。

自分勝手な薬の併用は診断をあやまらせたり、治療を難かしくしてしまいます

◎抗生物質やサルファ剤などのいわゆる要指示薬は必ず医師の処方せんか指示で使用すること。

薬に対して抵抗性をもった細菌ができて効きめがなくなるとか、本来の医療の目的以外に用いられる危険性があるからです。

◎催眠薬等の習慣性のある医薬品は、専門家に相談してから使うこと。

「注意——習慣性あり」の文字が記載された医薬品は、安易に素人判断で使用すると、いつの間にかその薬なしにはすまされない状態になるおそれがあるからです。

※特異体質の人のために

◎化粧品かぶれ、じんましん、青い魚を食べると身体がかゆくなる……といった特異体質の方は、薬を求める際に、そのことを告げて適した種類の薬を選んでもらい、また使用上の注意をうけること

なお、いま問題になっている「キノホルム及びキノホルムを含有する」薬は、現在、製造、販売を当分の間中止するという措置がとられておりますが、すでに各家庭で購入してあるものについても、その使用を見合せてください。